

江田島市まち・ひと・しごと創生有識者会議の傍聴に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江田島市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 有識者会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、有識者会議の開始時間の15分前から開始時間まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 座長は、有識者会議の開催場所の規模等により有識者会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 有識者会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、座長の許可を得たときは、この限りでない。

(座長等の指示)

第7条 傍聴人は、座長、その職務を代理する者及び庶務の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 座長は、傍聴人がこの基準に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、有識者会議の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、座長が定める。

附 則

この基準は、平成27年7月7日から施行する。